

都市計画法第34条第9号の運用基準

3 施設等の基準の取り扱いについて

(1) 道路管理施設

施設の規模は、当該道路の維持・修繕その他の管理計画に照らし、適正な施設規模であること。

(2) 休憩所、給油所等

自己の業務用のものであって、次のアからクまでの各号に該当し、かつ、ケ、コ又はサのいずれかに該当するものであること。

ア 管理施設及び倉庫の規模は必要最小限とすること。管理施設と倉庫の合計面積は、建築物の延べ面積の2分の1を超えないこと。

イ 仮眠・宿泊施設又は居住施設を含まないこと。(管理施設としての仮眠施設は除く)

ウ 申請地の形状は、原則として延長敷地形状でないこと。

エ 申請地の主たる出入口は対象道路に直接面していること。

オ 車両の出入口は、交差点、曲がり角、横断歩道及び横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5メートル以内には設けないこと。

カ 申請敷地内に駐車場を設けること。**また、大型車が駐車できるスペースが確保されていること。**

キ 遮光のための塀等を敷地の外周に設け、自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できる対策が講じられていること。**ただし、建築物等により有効に遮断できる部分又は、幅員6メートル以上の道路に接する部分はこの限りでない。**

ク 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

ケ 1 (2) アに掲げるものにあつては次の各号に該当するものであること。

(ア)「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。

(イ)客席は、30人以上を適切に収容できる規模であること。

(ウ)駐車台数は、収容人員の3人に対して1台の割合で算出した台数以上が適切に設けられていること。ただし、敷地の形状等から必要な台数分の駐車場を申請地内に設けることができない場合で、申請地に隣接する土地等で確保したものと合わせて、必要な台数分の駐車場を確保した場合にあつてはこの限りではない。

コ 1 (2) イに掲げるものにあつては、次の各号に該当するものであること。

(ア)日本標準産業分類(平成19年11月改定)の「5891コンビニエンスストア」に分類される施設であること。

(イ)建築物の売場面積は、30平方メートル以上250平方メートル未満であること。

売場面積には休憩スペース、調理スペース、管理施設及び倉庫は含まないものとす

る。

(ウ) 営業時間中、運転者等が無料で自由に利用できる便所及び、机及び座席（４席以上）を施設内に設けること。**便所は人にやさしい街づくり条例に配慮された設備を備えていること。机及び座席は常設のものとし、車いす使用者でも利用できるよう配慮すること。また、車いす使用者が利用する机の座席の後方は、車いすが支障なく通れる幅員を確保すること。**

サ 1 (3) に掲げるものにあつては、次号に該当するものであること。

(ア) 自動車等の整備作業所を併設する場合にあつては、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）の「8911 自動車一般整備業」に分類される施設（钣金・塗装をするものを除く。）であること。また、屋内作業場の規模は 8 2 平方メートル未満とすること。